

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十四号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第四項中「その指定しよう」を「納入期限として定めよう」に、「休日であるとき」を「銀行の休日（以下この項及び第四十七条第五項において「銀行の休日」という。）に当たるとき」に改め、「近い」の下に「銀行の」を加える。

第四十六条第一項中「朱書した」を「明示した」に改め、同条第二項中「朱書しなければ」を「明示しなければ」に改め、同条第三項中「朱書した」を「明示した」に改める。

第四十七条第五項中「翌日」の下に「（その日が銀行の休日に当たるときは、その日後において最も近い銀行の休日でない日。次項において同じ。）」を加える。

第五十条第一項中「物品売払代金」の下に「、寄附金」を加え、同条第五項中「翌日までに、これを」を「。次項」に、「翌日（知事が特別の事情があることを認め、契約に特別の定めをした場合は当該契約で定めた日時）までに、これを」（知事が特別の事情があると認め、契約に特別の定めをしたときは、当該契約で定めた日時）。次項」に改める。

第五十六条第三項中「支出負担行為何兼支出命令書」を「支出負担行為何兼支出（払出）命令書」に改める。

第六十条第一項中「若しくは支出負担行為何兼支出命令書」を「又は支出（払

出)命令書(公金振替)若しくは支出負担行為何兼支出(払出)命令書」に改める。

第六十一条第一項中「支出負担行為何兼支出命令内訳書(集合)」を「支出負担行為何兼支出(払出)命令内訳書(集合)」に改め、同条第二項中「支出負担行為何兼支出命令内訳書(併合)」を「支出負担行為何兼支出(払出)命令内訳書(併合)」に改め、同条第三項中「支出負担行為何兼支出命令書」を「支出負担行為何兼支出(払出)命令書」に改める。

第六十八条第二項中「朱書した」を「明示した」に改める。

第六十九条第二項中「朱書しなければ」を「明示しなければ」に改める。

第八十二条第一項に次の一号を加える。

#### 四 歳入歳出外現金内の振替

第八十二条第三項中「支出(払出)命令内訳書(公金振替)又は」を削る。

第九十四条第四項中「朱書する」を「明示する」に改める。

第九十八条第一項中「第五十二条第二項」を「第五十二条第三項」に改める。

第三百三十五条第一項中「支出(払出)命令書」を「支出負担行為何兼支出(払出)命令書」に改める。

第三百三十九条中「朱書しなければ」を「明示しなければ」に改める。

第四百四十六条第一項第一号中「検査済の表示をした支出負担行為何」を「物品を受入れ、交付した旨の記載をした支出(払出)命令書又は支出負担行為何兼支出(払出)命令書」に改める。

第七百七十一条中「朱書した」を「明示した」に改める。

第九百九十四条第一項第二号中「戻出命令書、更正命令書、支出(払出)命令書等、返納命令書、精算命令書、」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第五項に見出しとして「(様式の調整等)」を付する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。